

◇ 誤請求事例 ◇

手術料

手の指に行った創傷処理（筋肉に達しないもの）を誤って算定しています

指定病院 等の番号	病院等 の名称
--------------	------------

帳票種別 3 4 7 0 3	修正項目番号	①新継再別 1 初診 3 転医始診 5 継再 7 再発 1	②転帰事由 1 治癒 3 継続 5 転医 7 中止 9 死亡 3	③支払額
④ 府県所管管轄 労働保険番号	基幹番号	枝番号	⑤増減コード及び増減額	
⑥生年月日	⑦傷病年月日	⑧増減理由	⑨決定年月日	
⑩療養期間	⑪診療実日数	⑫処理区分		
⑬合計額	修正欄			

診療費

労働者の氏名	(46 歳)	傷病の部位及び傷病名	右第3指挫創
事業の名称		傷病の経過	右第3指を機械に挟み込み受傷。同日初診、X-P検査、縫合、以後外来通院にて創傷処置施行。
事業場の所在地	都府道 郡区市		

請求内容
（入院外用）

⑪初診	1. 請求内容と正しい算定													
⑫再診	<p>◎ 手の指の創傷処理（筋肉に達しないもの）を誤って、健保点数を2.0倍して算定しています。</p> <p>◎ 労災では手の指の創傷処理（筋肉に達しないもの）については、健保点数にかかわらず、指の本数ごとに定められた点数で算定します。 事例の場合、創傷処理（筋肉に達しないもの）指1本940点の算定です。</p>													
⑬指														
⑭在宅	2. 労災特掲料金													
⑯投薬	<p>◎ 手の指の創傷処理（筋肉に達しないもの） 手の指の創傷処理（筋肉に達しないもの）については、健保点数にかかわらず、次に掲げる点数で算定します。 ただし、手の指の創傷処理（筋肉・臓器に達するもの）は健保点数の2.0倍で算定します。</p> <table border="0"> <tr> <td>指1本</td> <td>940点</td> <td rowspan="5">} さらに四肢加算することはできません。</td> </tr> <tr> <td>指2本</td> <td>1,410点</td> </tr> <tr> <td>指3本</td> <td>1,880点</td> </tr> <tr> <td>指4本</td> <td>2,350点</td> </tr> <tr> <td>指5本</td> <td>2,350点</td> </tr> </table>			指1本	940点	} さらに四肢加算することはできません。	指2本	1,410点	指3本	1,880点	指4本	2,350点	指5本	2,350点
指1本				940点	} さらに四肢加算することはできません。									
指2本				1,410点										
指3本				1,880点										
指4本				2,350点										
指5本	2,350点													
⑰注射														
⑱処置														
⑳手術	1 回	1,700	㉔ *創傷処理5（筋肉に達しないもの）（長径6cm） 右手第3指（850×2.0） 1,700 × 1 手術日20年4月25日											
㉑検査	回													
㉒画像	回													
㉓その他	回													
小計	点	㉕	円											